

# 付図・付表



付表1-1 感染症を巡る事態の推移

	日本	世界
2019年		
12月		31日 WHOに対し、中国の湖北省武漢市で原因不明の肺炎事例発生の報告
2020年		
1月	15日 国内で初の感染者	23日 中国、武漢市をロックダウン（都市封鎖） 24日 中国の春節休暇開始（当初は30日まで。その後、2月2日まで期間延長） 26日 中国、海外への団体旅行の禁止を発表 27日 中国、上海市等が春節休暇後の休業措置の延長を指示
	30日 新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 令和元年度補正予算が成立	30日 WHO、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言
2月	13日 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（財政措置153億円）を決定	10日 中国、湖北省を除く省市で休業措置を解除
	26日 全国規模のイベントの中止、延期、規模縮小等の対応を要請	
	27日 小中高校等に3月2日から春休みまでの臨時休校を要請	
3月	10日 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾（財政措置4,308億円、金融措置1.6兆円）を決定	11日 WHO、「世界的流行（パンデミック）」を宣言 中国、湖北省で休業措置を一部解除 13日 アメリカ、国家緊急事態を宣言（ロックダウン等の措置は州ごと） 17日 EU、域外からの入域を制限 フランス、全土のロックダウンを開始 22日 ドイツ、全土のロックダウンを開始 23日 英国、全土のロックダウンを開始
	13日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正	
	16日 日本銀行、金融緩和の強化を決定	
4月	7日 緊急事態宣言の発出（対象地域：首都圏、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県、期限：5月6日）	8日 中国、武漢市のロックダウンを解除  20日 ドイツ、ロックダウンの段階的緩和を開始
	16日 緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大	
	20日 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（国費33.9兆円、事業規模117.1兆円）を決定（4月7日の決定を変更）	
	27日 日本銀行、金融緩和の強化を決定	
	30日 令和2年度補正予算（第1号）が成立	
5月	4日 緊急事態宣言の期限を5月末まで延長	8日 アメリカ、カリフォルニア州でロックダウンの段階的緩和を開始 11日 フランス、ロックダウンの段階的緩和を開始 11日 英国、ロックダウンの段階的緩和を開始 15日 アメリカ、ニューヨーク州でロックダウンの段階的緩和を開始
	14日 緊急事態宣言の対象地域を縮小（北海道、首都圏、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県を除く39県を解除）	
	21日 緊急事態宣言の対象地域を縮小（関西3府県を解除）	
	22日 日本銀行、中小企業等の資金繰り支援のための「新たな資金供給手段」の導入を決定	
	25日 緊急事態宣言の全面解除	
6月	12日 令和2年度補正予算（第2号）が成立	
	19日 都道府県をまたぐ移動について全国的に緩和	
7月	22日 Go To トラベル事業の開始	1日 EU、域外からの入域制限を段階的に緩和 13日 アメリカ、カリフォルニア州全域で飲食店や店舗の営業制限を再開
8月	28日 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（検査体制、医療提供体制の確保・拡充等）を決定	
9月		24日 英国、飲食店の営業制限を再開

	日本	世界
10月	1日 Go Toイート事業の開始 東京都でGo Toトラベル事業の開始	14日 イタリア、飲食店の営業制限 17日 フランス、一部地域で夜間外出制限措置 30日 フランス、外出制限措置及び飲食店・小売店営業禁止
11月		2日 ドイツ、飲食店の営業禁止 5日 英国、2回目のロックダウンを開始（外出制限措置及び小売店営業禁止） 6日 イタリア、夜間外出制限、小売店及び飲食店の営業制限の強化 13日 アメリカ、ニューヨーク州で飲食店等の営業制限 17日 アメリカ、カリフォルニア州で飲食店の屋内営業禁止 21日 アメリカ、カリフォルニア州で夜間外出制限措置 28日 フランス、飲食店の営業制限を緩和
12月	2日 改正予防接種法成立 8日 国民の命と健康を守る安心と希望のための総合経済対策（国費30.6兆円、事業規模73.6兆円）を決定 18日 米ファイザーが厚生労働省にワクチンを承認申請 28日 Go Toトラベル事業の全国一斉停止	1日 英国、小売店営業再開 2日 英国、ファイザー製ワクチンを承認 6日 アメリカ、カリフォルニア州で外出禁止、飲食店の営業禁止、娯楽施設の施設内営業禁止 8日 英国、ファイザー製ワクチンの接種開始 9日 カナダ、ファイザー製ワクチンを承認 11日 アメリカ、ファイザー製ワクチンを緊急使用許可 14日 アメリカ、ファイザー製ワクチンの接種開始 アメリカ、ニューヨーク市内で飲食店の屋内営業禁止 15日 フランス、外出制限措置を緩和 16日 ドイツ、小売店の営業禁止、接触制限の厳格化 18日 アメリカ、モデルナ製ワクチンを承認 21日 EU、ファイザー製ワクチンを販売許可 アメリカ、モデルナ製ワクチンの接種開始 23日 カナダ、モデルナ製ワクチンを承認 27日 EU、ファイザー製ワクチンの接種開始 30日 英国、アストラゼネカ製ワクチンを承認 31日 WHO、緊急使用リストにファイザー製ワクチンを追加 中国、シノファーム製ワクチンを承認
2021年		
1月	7日 緊急事態宣言の発出（対象地域：首都圏の4都県、期限：2月7日） 13日 緊急事態宣言の対象地域を拡大（対象地域：愛知県、岐阜県、関西3府県、福岡県、栃木県の7府県を追加、期限：2月7日） 28日 令和2年度補正予算（第3号）が成立	4日 英国、アストラゼネカ製ワクチンの接種開始 6日 EU、モデルナ製ワクチンを販売許可 英国、3回目のロックダウンの開始 8日 英国、モデルナ製ワクチンを承認 16日 フランス、夜間外出禁止措置 29日 EU、アストラゼネカ製ワクチンを販売許可
2月	2日 緊急事態宣言の期限を3月7日まで延長（栃木県を除く10都府県） 3日 改正特措法成立 8日 緊急事態宣言の対象地域を縮小（栃木県を解除） 13日 改正特措法・同施行令施行 14日 ファイザー製ワクチンを特例承認 17日 ファイザー製ワクチンの接種開始 28日 緊急事態宣言の対象地域を縮小（愛知県、岐阜県、関西3府県、福岡県の6府県を解除）	5日 中国、シノバック製ワクチンを承認 12日 アメリカ、ニューヨーク市内で飲食店の屋内営業の再開（収容率は最大25%） 15日 WHO、緊急使用リストにアストラゼネカ製ワクチンを追加 26日 カナダ、アストラゼネカ製ワクチンを承認 中国、カンシノ製ワクチンなど2種を承認 27日 アメリカ、ジョンソン・エンド・ジョンソン（J&J）製ワクチンを承認

	日本	世界
3月	1日 緊急事態宣言の対象地域を縮小（愛知県、岐阜県、関西3府県、福岡県を解除）	2日 フランス、アストラゼネカ製ワクチンの65歳以上接種許可 アメリカ、J&J製ワクチンの接種開始
	5日 緊急事態宣言の期限を3月21日まで再延長（首都圏）	5日 カナダ、J&J製ワクチンを承認 8日 ドイツ、小売店の営業制限緩和 英国、ロックダウンの段階的緩和を開始
	22日 緊急事態宣言の解除（首都圏）	9日 アメリカ、ワクチン接種後のマスク着用などに関する指標公表 11日 EU、J&J製ワクチンを販売許可 15日 イタリア、外出禁止、小売店及び飲食店の営業禁止 19日 アメリカ、ニューヨーク州で飲食店の屋内営業の収容率緩和（最大50%）
	26日 令和3年度予算が成立	28日 英国、J&J製ワクチンを承認 29日 英国、外出制限の解除 30日 イタリア、外出制限の緩和、小売店の営業緩和
4月	5日 まん延防止等重点措置の発出（対象地域：大阪府、兵庫県、宮城県の3府県、期限：5月5日）	12日 英国、小売店の営業、飲食店の屋外営業の再開
	12日 まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（対象地域：東京都、京都府、沖縄県の3都府県の追加、期限：東京都は5月11日、京都府及び沖縄県は5月5日）	19日 ドイツ、地域別制限に移行
	20日 まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（対象地域：千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県の4県の追加、期限：5月11日）	26日 イタリア、飲食店営業の緩和
	23日 まん延防止等重点措置の期限を5月11日まで延長（宮城県、沖縄県の2県）	30日 WHO、緊急使用リストにモデルナ製ワクチンを追加
	25日 緊急事態宣言の発出（対象地域：東京都、関西3府県の4都府県、期限：5月11日） まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（対象地域：愛媛県の追加）	
5月	7日 緊急事態宣言の期限を5月31日まで延長（東京都、関西3府県） まん延防止等重点措置の期限を5月31日まで延長（埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、沖縄県）	5日 カナダ、ファイザー製ワクチンの接種対象を12歳以上に拡大
	9日 まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（北海道、岐阜県、三重県の3道県の追加、期限：5月31日）	7日 WHO、緊急使用リストにシノファーム製ワクチンを追加 アメリカ、ニューヨーク州で飲食店の屋外営業の規制解除
	11日 まん延防止等重点措置の対象地域を縮小（宮城県を解除）	10日 アメリカ、ファイザー製ワクチンの接種対象を12歳以上に拡大
	12日 緊急事態宣言の対象地域を拡大（対象地域：愛知県、福岡県の2県の追加、期限：5月31日）	17日 英国、飲食店の屋内営業、大半の屋内娯楽施設の営業の再開、不要不急の海外渡航の許可
	16日 緊急事態宣言の対象地域を拡大（対象地域：北海道、岡山県、広島県の3道県の追加、期限：5月31日） まん延防止等重点措置の対象地域を拡大（対象地域：群馬県、石川県、熊本県の3県の追加、期限：6月13日）	19日 アメリカ、ニューヨーク州で飲食店の収容率規制解除 フランス、小売店の営業、飲食店の屋外営業及び大半の屋内娯楽施設の再開
	21日 まん延防止等重点措置の対象地域を縮小（愛媛県を解除） モデルナとアストラゼネカ製ワクチンを特例承認	31日 アメリカ、ニューヨーク州で飲食店の屋内営業の規制解除
	23日 緊急事態宣言の対象地域を拡大（対象地域：沖縄県の追加、期限：6月20日）	
	24日 J&J製ワクチンを特例承認	
	28日 緊急事態宣言の期限を6月20日まで再延長（北海道、東京都、愛知県、関西3府県、岡山県、広島県、福岡県の9都道府県） まん延防止等重点措置を6月20日まで再延長（埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県の5県）	

	日本	世界
6月	<p>1日 ファイザー製ワクチンの接種対象を12歳以上に拡大</p> <p>13日 まん延防止等重点措置の対象地域を縮小(群馬県、石川県、熊本県の3県を解除)</p> <p>17日 緊急事態宣言の期限を7月11日まで延長(沖縄県)</p> <p>20日 まん延防止等重点措置の期限を7月11日まで再延長(埼玉県、千葉県、神奈川県)</p> <p>20日 緊急事態宣言の対象地域を縮小(北海道、東京都、愛知県、関西3府県、岡山県、広島県、福岡県の9都道府県)</p> <p>21日 まん延防止等重点措置の対象地域を縮小(岐阜県、三重県の2県)</p> <p>21日 まん延防止等重点措置へ移行(北海道、東京都、愛知県、関西3府県、福岡県の7都道府県)</p>	<p>1日 WHO、緊急使用リストにシノバック製ワクチンを追加</p> <p>9日 フランス、飲食店の屋内営業の再開</p> <p>14日 イタリア、外出制限解除、小売店及び飲食店の営業規制の解除</p> <p>20日 フランス、外出制限の解除</p>
7月	<p>8日 緊急事態宣言の期限を8月22日まで延長(沖縄県)</p> <p>11日 まん延防止等重点措置の期限を8月22日まで再延長(埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府)</p> <p>11日 まん延防止等重点措置の対象地域を縮小(北海道、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の5道府県の解除)</p> <p>12日 緊急事態宣言の対象地域を拡大(対象地域:東京都、期限:8月22日)</p> <p>30日 緊急事態宣言の期限を8月31日まで延長(東京都、沖縄県)</p>	<p>19日 英国、屋内娯楽施設の再開</p> <p>23日 EU、モデルナ製ワクチンを12~17歳にも承認</p>
8月	<p>2日 緊急事態宣言の対象地域を拡大(埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の4府県の追加、期限:8月31日)</p> <p>まん延防止等重点措置の対象地域を拡大(北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県の5道府県の追加、期限8月31日)</p>	

(備考) 各種報道、各国政府資料等により作成。

付表1-2 金融緩和政策の推移

1999年2月	ゼロ金利政策を導入 ・コールレートをできるだけ低めに誘導。当初0.15%前後を目指し、その後徐々に一層の低下を促す。
2001年3月	量的緩和政策を導入 ・日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。 ・目標残高は順次拡大（最終的に30兆円～35兆円 2006年3月まで）
2006年3月	「中長期的な物価安定の理解」を導入 ・消費者物価指数前年比0～2%程度で一致。中心値は概ね1%前後。
2010年10月	「包括的な金融緩和政策」を導入 ・政策金利引下げ：0.1%→0～0.1% ・資産買入等の基金の創設：当初35兆円、目標残高は順次拡大（最終的に110兆円程度 2013年1月）。
2012年2月	「中期的な物価安定の目途」を導入 ・消費者物価の前年比上昇率2%以下のプラス、当面1%を目途。
2013年1月	「物価安定の目標」を導入 ・物価安定の目標を、消費者物価の前年比上昇率2%とする。 「期限を定めない資産買入れ方式」の導入 ・2014年初めから毎月13兆円程度資産買入。 「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」の公表
2013年4月	「量的・質的金融緩和」の導入 ・前年比上昇率2%の物価安定目標を、2年程度を念頭に、できるだけ早期に実現する。 ・金融市場調節の操作目標を、無担保コールレート（翌日物）からマネタリーベースに変更し、マネタリーベースが年間約60～70兆円のペースで増加するよう調節。 ・長期国債買入の拡大と年限長期化。 ・ETF、J-REITの買入拡大。
2014年10月	「量的・質的金融緩和」の拡大 ・マネタリーベース目標の拡大：年間約60～70兆円→年間約80兆円 ・長期国債買入の拡大と年限長期化。 ・ETF、J-REITの買入拡大
2015年12月	「量的・質的金融緩和」を補完するための諸措置の導入 ・新たなETF買入枠の設定。 ・長期国債買入の年限長期化。
2016年1月	「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入 ・金融機関が保有する日本銀行当座預金の一部に-0.1%のマイナス金利を適用。今後、必要な場合、さらに金利を引き下げる。
2016年7月	金融緩和の強化 ・ETFの買入拡大。
2016年9月	「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入 ・長短金利の操作を行う「イールドカーブ・コントロール」を導入。長期金利を0%程度に調節。 ・物価安定目標を達成するまでマネタリーベースの拡大方針を継続する「オーバーシュート型コミットメント」を導入。
2018年7月	強力な金融緩和継続のための枠組み強化 ・日銀当座預金残高のうちマイナス金利が適用される政策金利残高を長短金利操作の実現に支障のない範囲で減少させる。 ・ETFの銘柄別買入額の見直し。
2020年3月	新型コロナウイルス拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化 ・新型コロナウイルスにかかる企業金融支援特別オペの導入：対象担保や適格融資を見合いに、期間1年以内で金利0%で貸付け。 ・CP・社債等の買入拡大（それぞれ1兆円増額）。 ・ETF、J-REITの買入拡大（それぞれ6兆円、900億円増額）。
2020年4月	金融緩和の強化 ・新型コロナウイルス対応金融支援特別オペの拡充（※1）：対象担保範囲の拡大、対象先の拡大、利用残高相当の当座預金に0.1%付利。 ・CP・社債等の買入拡大（追加買入枠をそれぞれ7.5兆円に増額）、9月末まで継続（※2）。 ・長期国債の保有増加額目途（年80兆円）を無制限に拡大。
2021年3月	より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検 ・短期政策金利に連動する「貸付促進付利制度」を創設。 ・イールドカーブ・コントロールについて、長期金利の変動幅を±0.25%に明確化 ・ETF、J-REITの買入額上限額（それぞれ約12兆円、約1,800億円）は感染症収束後も継続。

- (※1) 新型コロナ対応金融支援特別オペについては、2020年5月に、緊急経済対策における無利子・無担保融資等に対する新たな資金供給手段を導入した。また、12月には期限を2021年9月末に、2021年6月には2022年3月末に延長した。
  - (※2) CP・社債等の買入拡大については、2020年5月に2021年3月末までの延長を決定し、また12月には、これまでCP・社債等にそれぞれ割り当てていた追加買入枠7.5兆円を統合し、合計で15兆円の買入増枠を市場状況に応じて配分することとし、期限を2021年9月末に延長した。さらに、2021年6月にはこれを2022年3月末に延長した。
- (備考) 日本銀行により作成。



## 付表1-3 主要国の主なコロナ関連政策

## (1) 雇用支援のための施策

アメリカ	給与保護プログラム (PPP) (9,616億ドル (約103兆円))	<p>○雇用維持を返済免除の要件として、人件費等を民間金融機関が融資する制度。</p> <p>○1回目申請：人件費2.5か月分（上限1,000万ドル（約10億円））を融資、雇用維持により返済免除）[20.4～、20.8.8申請終了、利用期限～20.12.21.1～5に申請再開]</p> <p>○2回目申請：人件費2.5か月分、飲食・宿泊業は人件費3.5か月分（上限200万ドル（約2億円））を融資、雇用維持により返済免除）[21.1～、申請期限は～21.5]</p> <p>★1回目申請は従業員数500人以下、2回目申請は同300人以下の事業者等が対象。2回目申請では融資上限額を引き下げ、一部業種で融資可能額を引上げ。</p>
------	--	---

## (2) 企業向け給付等

ドイツ	中小企業向け給付 (900億ユーロ (約11兆円))	<p>○年間売上が7.5億ユーロ（約920億円）以下の企業等を対象に、売上が一定比率以上減少した事業者に対し、<u>固定費の一定割合を給付</u> [20.6～21.12]</p> <p>★段階的に給付要件の緩和、給付内容の拡充、給付額上限の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20.6～8 平均売上が19年比60%以上減の企業に固定費の最大80%を給付。最大月5万ユーロ（約610万円）</li> <li>・20.9～12 同19年比30%以上減の企業等に固定費の最大90%を給付。最大月5万ユーロ（約610万円）</li> <li>・20.11～21.6 同19年比30%以上減の企業に固定費の最大100%を給付。最大月150万ユーロ（約1.8億円）（※21年6月9日、月1,000万ユーロ（約12億円）に引上げ公表）</li> <li>・21.7～9 同19年比30%以上減の企業に固定費の最大100%を給付。最大月1,000万ユーロ（約12億円）</li> </ul> <p>※支給期間は21年末まで延長</p>
-----	-------------------------------	--

- (備考) 1. 内閣府「世界経済の潮流2021年I」等により作成。  
 2. 施策名の後に括弧内で記載している金額は、各施策の予算額を示す。  
 3. ★は、経済活動の再開状況に応じて見直された政策を示す。

付表1-4 主要国におけるワクチン証明の活用状況

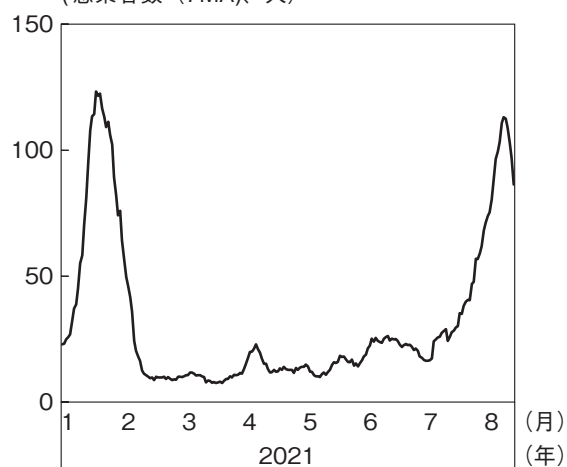
国（地域）名	活用内容	接種証明の活用開始時の接種完了率
アメリカ （ニューヨーク市）	市内での屋内飲食、屋内ジムやフィットネスセンター、屋内の娯楽施設などの利用に際して、最低1回のワクチン接種が完了した証明の提示を義務付け（8月17日～）。	56.6%（8月17日） ※同日の全米の値：50.2%
アメリカ （サンフランシスコ市）	レストラン、バー、ジム、映画館などの屋内施設の利用に対して、接種完了証明の提示を義務付け（8月20日～）。	71.5%（8月20日） ※同日の全米の値：50.6%
フランス	レストラン、見本市会場、長距離の公共交通機関等の利用の際にワクチン接種証明を含む衛生パスの提示を義務付け（8月9日～）。	50.5%（8月9日）
ドイツ	ワクチン接種証明書又は回復証明書の所持者は、小売店、理・美容院等の利用時の陰性証明提示義務を免除。夜間外出制限、私的な集まりの人数制限なども免除（8月23日～）。	58.7%（8月23日）
イタリア	ワクチン接種完了などを示すCOVID-19グリーン証明書の所持を、国内の施設・イベント（飲食店の屋内席、一般公開イベント、文化施設、展示会、会場など）へのアクセスに義務付け（8月6日～）。9月1日から、航空機、一部の高速鉄道などの利用に拡大。	55.0%（8月6日）

（備考）経済財政諮問会議有識者議員提出資料（令和3年9月3日）により作成。

## 付図1-1 アジア諸国の新規感染者数

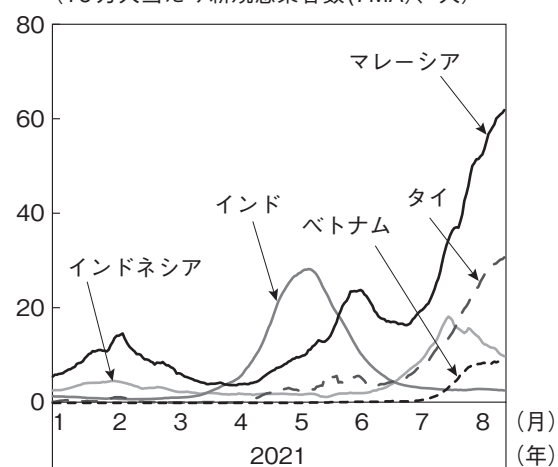
## (1) 中国

(感染者数(7MA)、人)



## (2) その他アジア諸国

(10万人当たり新規感染者数(7MA)、人)

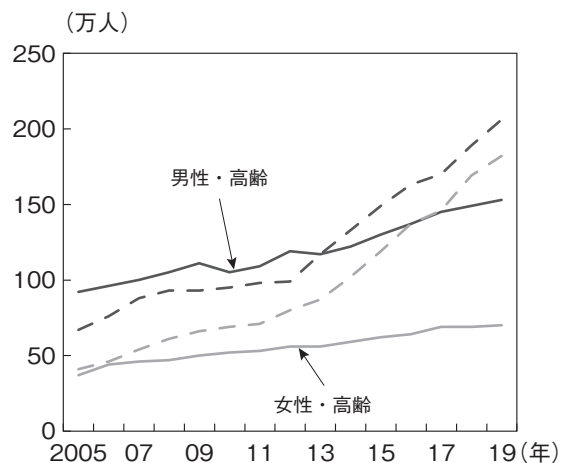
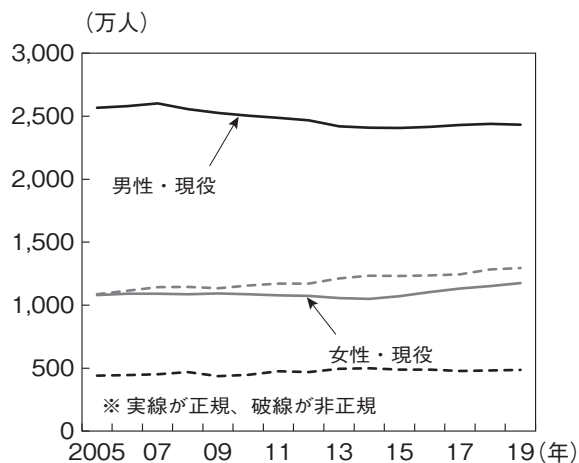


(備考) 1. WHO、中国国家衛生健康委員会、CEICにより作成。

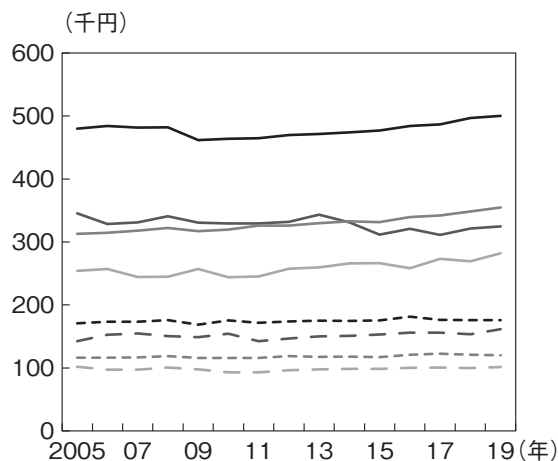
2. (1) の中国は新規感染者数の総人数、(2) のその他アジア諸国は10万人当たり新規感染者数。

付図 1-2 属性別の雇用者数・所得・労働時間

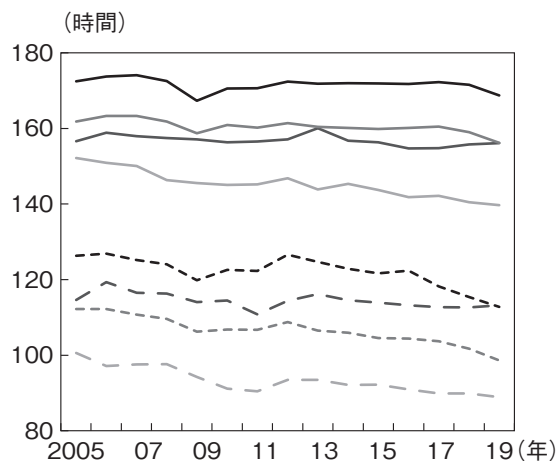
(1) 雇用者数の動向



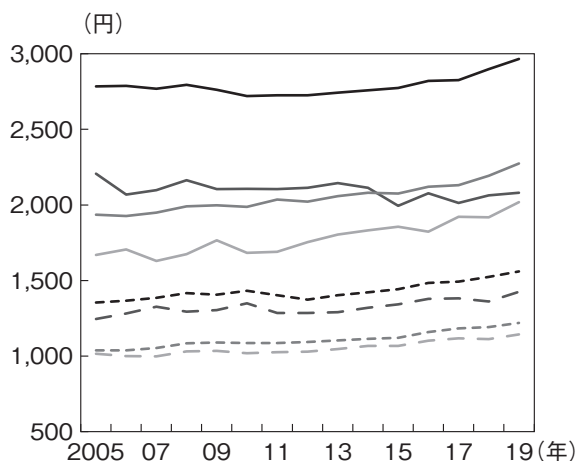
(2) 名目所得の動向



(3) 労働時間の動向

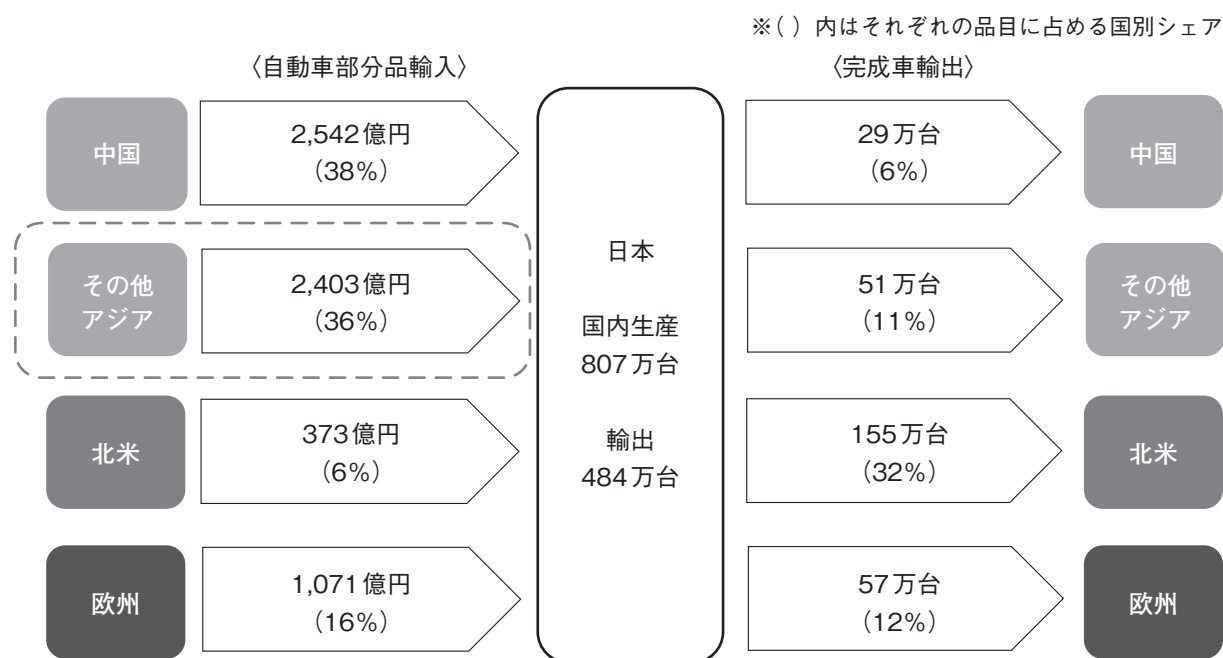


(4) 名目時給の動向



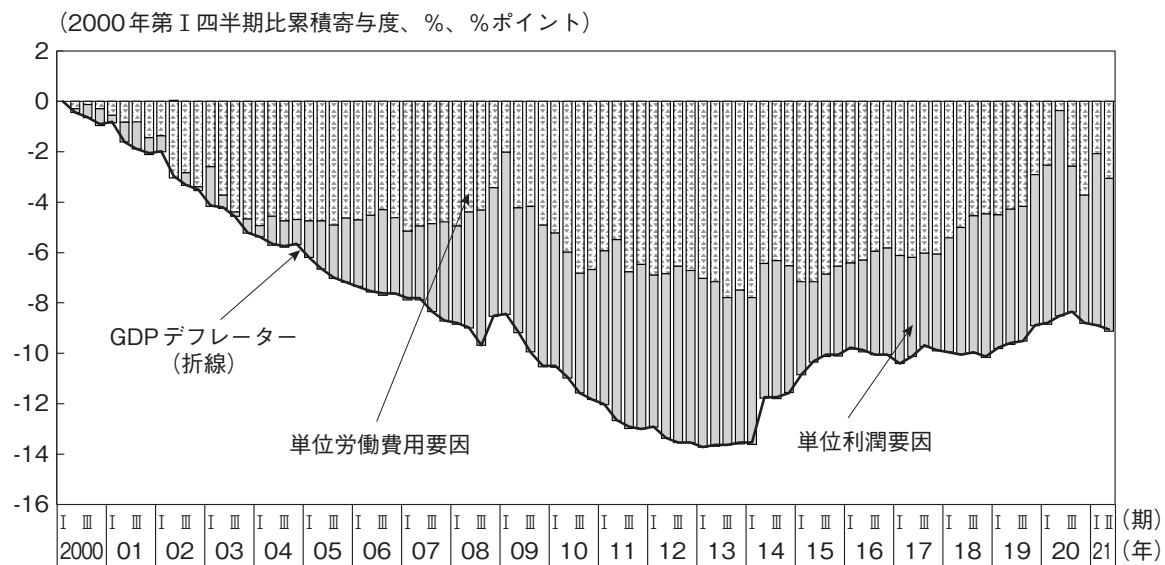
- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」、「労働力調査（詳細集計）」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計調査」より作成。  
 2. (1) について、正規雇用者には役員が含まれる。  
 3. (2)～(4) の作成に当たっては、「賃金構造基本統計調査」において得られる各属性の現金給与総額、総労働時間、時間当たり給与を、「毎月勤労統計調査」から得られる現金給与総額、総労働時間の水準と整合的になるように係数を乗じた。

付図 1-3 我が国の自動車部品輸入と完成車輸出の構造 (2020年)



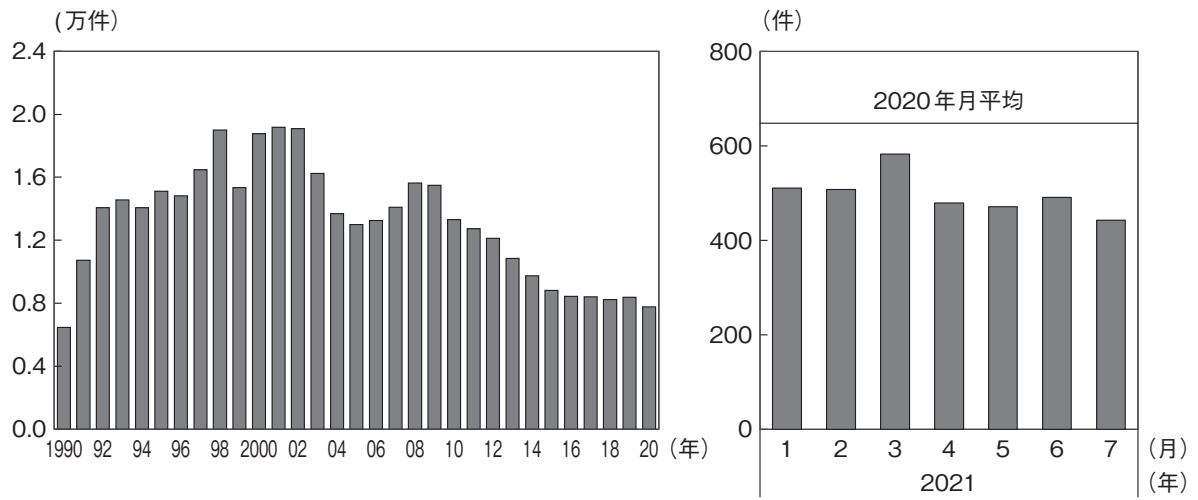
(備考) 財務省「貿易統計」等により作成。完成車には、乗用車のほかバス・トラックを含む。北米はアメリカ及びカナダ、欧州はEU及び英国を指す。自動車部品輸入に占める国別シェアの「その他アジア」の主な内訳は、タイ11.9%、ベトナム6.5%、韓国6.4%、インドネシア3.7%、台湾2.9%、フィリピン1.8%、マレーシア0.8%。

付図2-1 GDPデフレーターの変動要因分解（全体）



(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」により作成。  
 2.  $\text{単位労働費用} = \text{名目雇用者報酬} / \text{実質GDP} = (\text{名目雇用者報酬} / \text{労働投入}) / (\text{実質GDP} / \text{労働投入}) = \text{単位賃金} / \text{労働生産性}$

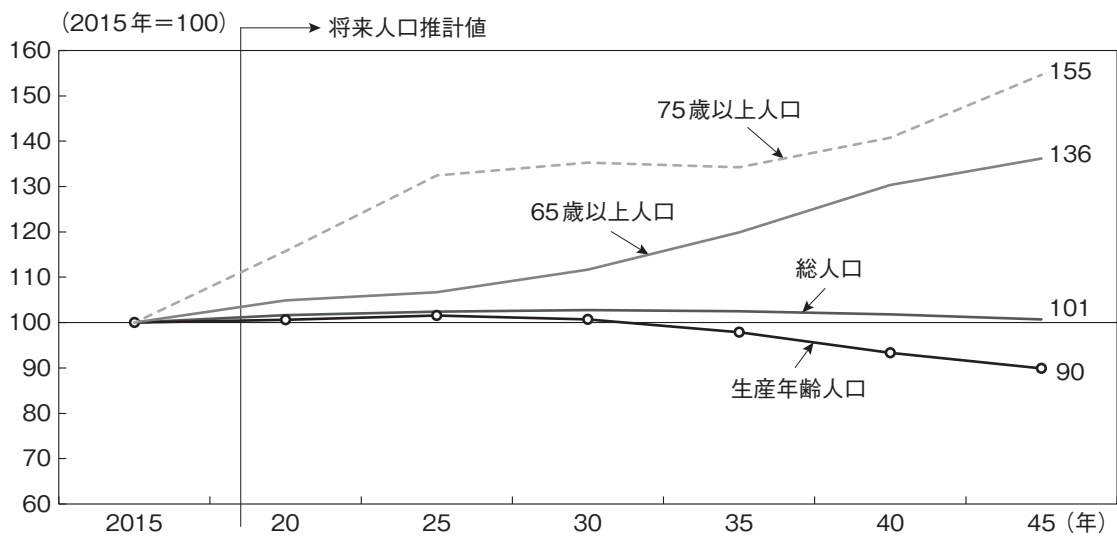
## 付図2-2 倒産件数の推移



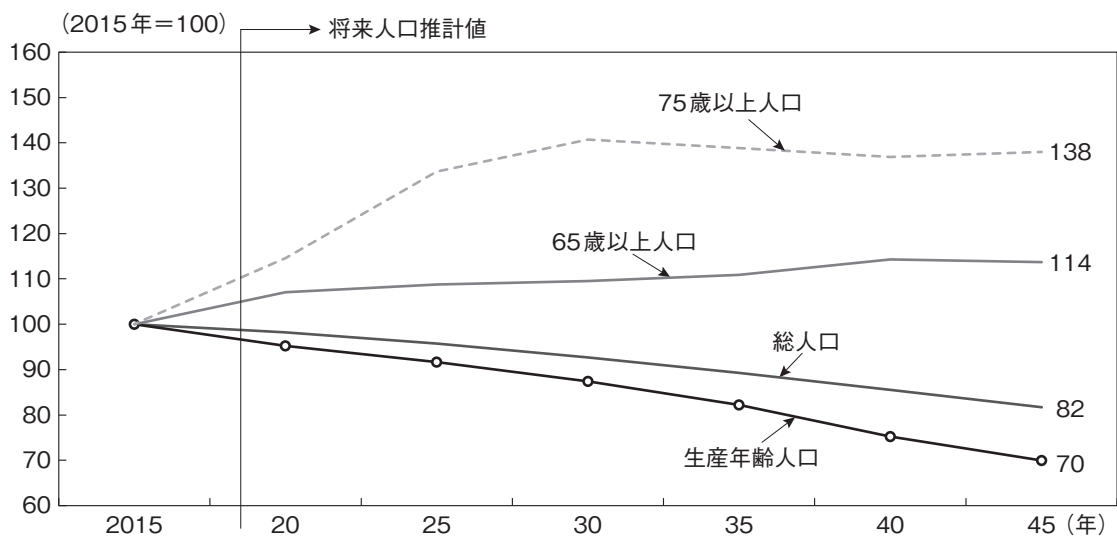
(備考) 1. 東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。  
 2. (2) の月次件数は季節調整値 (内閣府試算)。

## 付図2-3 人口構成比の変化

### (1) 東京都



### (2) 全国(除く東京都)



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」により作成。



付表3-1 職種別に見たルーティンワークの度合いとテレワーク実施率の一覧

	ルーティンワークの度合い (%)		テレワーク実施率 (%)	
	2019年12月	2020年12月	2019年12月	2020年12月
家政婦(夫)、ホームヘルパーなどのサービス職業	58.8	56.4	10.3	3.8
生活衛生サービス職業	64.4	61.9	13.9	7.1
飲食物調理職業	65.2	64.5	5.2	1.8
接客・給仕職業	67.0	66.2	4.6	4.0
施設管理サービス	68.3	69.5	6.1	2.7
その他のサービス職業従事者	60.1	60.8	5.9	6.1
保安・警備職	63.6	66.1	2.6	2.8
農林漁業関連職	62.5	61.2	7.3	4.8
ドライバー	70.0	69.4	3.2	1.9
その他の運輸・通信従事者	77.6	77.3	3.3	4.5
製造・生産工程作業員	65.1	64.4	2.9	3.1
その他の労務作業員	75.7	76.6	3.3	0.7
会社・団体等管理職	48.3	47.6	16.6	25.2
一般事務職	65.6	65.0	6.2	15.9
企画・販促系事務職	49.4	47.7	21.5	42.3
財務・会計・経理	72.2	71.6	7.6	16.3
営業従事者	52.3	50.3	24.0	30.2
OA機器オペレーター	72.2	73.1	3.7	12.4
商品販売従事者	68.2	68.0	4.5	1.6
仲介・代理・仲立ち	47.8	54.0	21.9	0.0
その他の事務従事者	64.7	66.2	5.9	11.3
農林水産業・食品技術者	45.6	46.0	11.5	19.7
機械・電気技術者	39.7	37.9	10.3	32.5
鉱工業技術者(機械・電気技術者を除く)	48.1	50.8	8.4	18.8
建築・土木・測量技術者	42.1	42.2	7.6	16.4
ソフトウェア・インターネット関連技術者	42.5	40.9	13.9	51.6
インターネット関連専門職	54.7	55.4	24.7	49.9
その他の技術者	42.0	47.3	12.1	33.4
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	58.4	55.1	6.6	4.3
保健師、助産師、看護師	48.6	48.9	8.4	1.8
医療技術者	57.9	57.1	6.0	3.0
その他の保健医療専門職	56.9	55.7	12.9	7.8
社会福祉専門職	55.6	55.4	11.3	3.1
法務関連専門職	48.2	45.6	19.0	26.0
経営関連専門職	63.7	60.2	14.3	31.2
文芸家、記者、編集者	53.7	48.4	23.1	40.9
美術家、写真家、デザイナー	39.9	40.7	18.5	33.6
コンサルタント	33.5	46.7	41.9	38.1
金融関連専門職	51.9	54.1	15.0	27.6
ゲーム関連専門職	54.8	54.6	11.6	52.2
広告・出版・マスコミ専門職	44.5	48.1	16.6	30.8
印刷関連専門職	57.9	56.4	3.4	7.0
ファッション・インテリア関連専門職	55.8	51.9	18.7	22.0

	ルーティンワークの度合い (%)		テレワーク実施率 (%)	
	2019年12月	2020年12月	2019年12月	2020年12月
その他の専門的・技術的職業	49.3	49.3	15.1	11.4
分類不能の職業	61.7	61.9	7.8	8.5

- (備考) 1. リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」により作成。
2. 上記調査では、回答者自身の仕事に関して「繰り返し同じことをする」割合および「その都度違うことをする」割合を、合計して100%になるよう質問している。職種別のルーティンワークの度合いは、「繰り返し同じことをする」割合の職種別平均。また職種別のテレワーク実施率は、調査月時点で1週間に少しでもテレワークを行った者の比率の職種別平均。いずれも雇用者のみ集計。
3. 職種の分類は上記調査に基づく。